

# 令和4年9月定例会 常任委員会

## 商労文教委員会

- (1) [知事提出議案](#)：可 決…5件
- (2) [議員提出議案](#)：可 決…1件

( 9月30日(金) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

事務局長説明要旨において、8月末までに前年度同期比122%増の相談件数があり、前定例会でも相談件数が増えているとの報告だった。最近の労働相談の傾向で何か特徴的なことがあれば聞く。

次長兼審査調整課長

前定例会の委員会で説明したとおり、4、5月期は142%の伸びであったことから、伸びてはいるものの、直近は少し緩やかになっている状況である。相談内容の内訳は、パワーハラスメント等の人間関係の悩みや賃金未払い、退職に関する相談が前回と同様に多い。トレンドとしては、ほぼ5月期までと同じ状況である。

なお、メールでの相談が増えており、8月末で前年度の倍近い件数となっている。

( 9月30日(金) 教育庁)

宮本しづえ委員

今回の補正の大部分が物価や電気料金の高騰に伴う維持管理費の増額とのことで、電気料金関係は約2倍の予算になるが、その主な理由を聞く。既に夏までに今年度分の電気料金を使い果たしたと捉えてよいのか。

それから、修明高校の実習棟の債務負担行為についてであるが、実習棟の整備に当たり、エアコンがないのではないかと、ぜひエアコンを設置してほしいとの声を教育現場から聞いている。新たに整備する実習棟に、エアコン整備の方針があるかも併せて聞く。

財務課長

まず、予算額が約2倍増の大型補正になる理由である。電気料については、これまで売電業者と施設一括して契約し、通常より安価な金額において電気の供給を行ってきた。しかし、その契約会社が諸事情により事業継続ができなくなったため、電気事業法で示されている電気の最終保障供給を行う会社と契約せざるを得なくなった。その金額は通常の約1.2倍の割高料金になっている。今までの安価な料金で予算を編成していたにもかかわらず、電気料自体が一般料金の1.2倍となったため、今回の補正予算は大きな額の補正に至った。

また、電気料の見込みであるが、委員指摘のとおり、このまま補正しなければ途中で枯渇する状況にあるため、今定例会において再度増額要求して対応するものである。

施設財産室長

修明高校の実習棟へのエアコン設置については、実習棟の使用形態や使用方法等を踏まえて、設置の可否を検討していきたい。

宮本しづえ委員

電気料について、この事業者と契約しているのは県庁内では教育委員会だけか、ほかにも同じ事業者と契約していた部

局はあるのか。

また、修明高校のエアコンについてだが、特に農業高校において夏場の実習から戻ってきたときに本当につらいとの話だった。ぜひ必要な設備と考え、設置の方向で検討してほしい。これから検討するとのことであるため、要望とする。よろしく願う。

財務課長

これまで契約していた売電事業者は、県内では教育委員会のみである。

三村博隆委員

教12ページ、繰越明許費の高等学校費において、白河実業高校の改修に係る入札に不備があったため約2億5,000万円が繰越しとのことだが、実際の不備の内容を聞く。

施設財産室長

入札に不備があったのではなく、入札不調となった案件である。その理由が技術者の配置が困難であることだったため、入札不調の回避策として、建築工事と機械設備工事を合わせた発注形態に見直すこととし、予定工期が翌年度以降に及ぶことが明らかになったことから、繰り越すものである。

三村博隆委員

内容は了解した。統合校として充実した環境で教育を受けられることが前提で話が進んだと思うため、引き続きその点も丁寧に進めてほしい。よろしく願う。

宮本しづえ委員

本会議の代表質問で教員不足の問題を取り上げた際に、講師の数が足りないとの答弁があった。年間に長期の病休や産休がどの程度発生するかは大まかに分かると思う。当然どこの職場でも予備の人員が準備されていなければならないと思うが、現行の標準法の規定ではそのような余裕がなく、足りなくなった際に必死になって探さなければならない状況であると思う。児童生徒数に応じたぎりぎりの教職員数が標準法で定められ、それ以外の者は正規教員として配置されない仕組み自体を見直し、もう少し教育現場に余裕を持たせて、あまり職場を気にしなくても子供を産み育てられるような教育環境がなければ、余計に教員志望者が減ってしまうと思う。現行の標準法見直しが必要と考えるが、その見解を聞く。

また、現時点で30日以上長期の病欠状態にある教職員数と、そのうち精神科疾患患者数について、資料として提出願いたい。

佐藤義憲委員長

ただいま宮本委員から資料請求があったが、執行部は資料提出可能か。

義務教育課長

至急精査して準備したい。

高校教育課長

早急に資料を整えたい。

佐藤義憲委員長

両課ともいつまで提出可能か。

義務教育課長

できるだけ今日中にまとめ、提出したい。

佐藤義憲委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について委員会に提出することを求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め本日中に15部の提出を求める。

## 宮本しづえ委員

よろしく願う。

先ほどの教育長説明要旨の中で、須賀川市で生徒が自死した事件があり保護者に説明をしたが、詳細調査の希望があったため、第三者委員会が設置され1回目の会議が開かれたとのことだった。

前定例会の際にも重大事案があり、調査報告書を提出してもらった。その調査報告書では、いじめ問題について現場の教職員の認識に不十分さがあつたと報告されている。この背景は様々あると思うが、1つは教職員の多忙化があると私は思っている。いじめ防止対策推進法の理解が不十分であるため、そのような対応になったと報告書に書かれているが、多忙との面もあると思う。生徒の話に丁寧に耳を傾けて聞くとの点で不十分だったのではないかと指摘があつた。また、思春期の心理的特徴をよく理解して対応していないのではないかと指摘もあつた。そのため、もっと時間をかけて話を聞き生徒に寄り添う姿勢が必要だったと調査委員会が指摘し報告されている。

同時に組織的な対応として、生徒指導委員会は開かれず、いじめ防止対策委員会は1回しか開かれなかった。これで学校が組織的に対応できるかといえば、極めて不十分との指摘がある。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の活用についても、いじめ被害を受けた子供やその保護者を支援するために活用されたのではなく、学校の管理責任が問われないかどうかを裏づけるために活用したことは本末転倒である。

やはり教職員に余裕がないために、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会を開きじっくり子供の個別問題について対応し協議する時間的な余裕も十分でない現場の状況がこのような事態を生んでいるのではないかと思い、この報告書を読んだ。

その点でも教員不足や多忙化の解消を急いで対応しなければ、子供たちの学ぶ権利が保障できない状況になっていると理解せざるを得ないが、報告書についてどのように受け止めているか。また、学校ではどのように改善の対策が取られているのか。

## 高校教育課長

報告書の内容については、かなり厳しい指摘が多くされている。

まず、この法律が施行されてから9年近くたっている中、いじめの定義などについての理解があやふやな教員がいたことは非常に大きな問題である。また、思春期の生徒への対応については、10代半ばから後半にかけての生徒たちは悩み多き、様々な思春期特有の状況にある。各学校は面接週間等を設けながら、入学期または学年が始まった段階で担任が悩み事などないかを含めて相談している。また悩みを担任には言えなくても、スクールカウンセラーには言える状況もある。本来はスクールカウンセラーに相談した内容を情報共有し、どのように対応していくかを組織立てていくことが教育相談の内容になっている部分もある。今回、このような点で欠けている部分が非常に多かったことについて、県教育委員会も非常に反省すべきと考えている。この報告書を校内で活用し校内研修してほしいと、県立学校長会議で直接校長に指示したところである。

以前の会津地方の自死案件の調査報告書についても毎年振り返りをしているが、なおこのような事態も発生しているため、改めて襟を正して対応していきたいと考えている。

## 渡辺康平委員

宮本委員から須賀川創英館高校の生徒自死の件について質問があつた。

調査が始まれば遺書等も全て公開しなければならないなど様々な問題があつたため、当初、自死生徒の両親から表に出してほしくないとの要望が学校側にあり、その両親の意向を受け取って公開しなかったと聞いている。

その後、遺族から提出された要望書の内容を踏まえて、県教育委員会が主体となって基本調査を進め遺族に結果を説明し、第三者委員会設置の流れに進んでいるが、遺族の対応がいきなり変わってしまったのは、第三者である別団体が来て、学校への話し合いなしに直接遺族に掛け合つて、例えば法律上このようになっているから調査要望しなければ駄目だとの話をしたためとも聞いている。

結論から言うと、確かに報告書は大変厳しく書かれているが、当初学校側と両親は非常に信頼関係があった。そこに対して別団体が学校を頭ごなしにして両親と話しをしたとの話も聞いているが、法律的なところで、もう一歩進んだ対応をしなければならないと思っており、スクールロイヤーの導入を考えていくべきである。これは法律上の問題として、東京都江東区等では自死やいじめ、不登校など、教育行政における法務相談体制の構築を進めている。今回の自死案件を受けて、スクールロイヤーを県として導入すべきと思うが、どうか。

高校教育課長

委員指摘の報告書はいわき市の案件であるが、今回は須賀川創英館高校の内容として答弁する。

スクールロイヤーの設置は行っていないが、県教育委員会に生徒指導アドバイザー制度がある。生徒指導アドバイザーは、児童生徒の社会性の育成やいじめ、暴力行為、不登校、高校中退等、複雑多様化する児童生徒の問題行動等に対応する役割などを担っている。アドバイザーの構成としては、法律、心理、福祉、学識経験者など、関係機関から推薦を受けた者に県教育委員会が毎年委嘱している。今回の須賀川創英館高校の様々な対応については、生徒の自死という重大な案件で慎重に対応する必要があるため、生徒指導アドバイザーから助言を得ながら対応している。

渡辺康平委員

いわき市と須賀川市の案件が混同しており申し訳なかったが、今回の件も含めて、学校としてはよかれと思ったことがマニュアル上は違う状況であったため、スクールロイヤーの導入を強く進めてほしいと要望する。

宮本しづえ委員

いじめに関する件は法の趣旨の周知徹底もしっかり図りながら、再発防止体制も考えてほしい。何よりも、教員不足や多忙化を解消するためのあらゆる対策を取ってほしい。

高校統廃合の前期実施計画が条例上は終わった形になっているが、南会津高校の問題はまだ課題として残っていると考えている。南会津高校は通学手段も含めて町と検討することになっており、通学バスを出すことになったと新聞報道があった。この通学バスの運行は誰がどのように責任を持つのか。どのような料金設定になるのか。

県立高校改革室長

通学バスについては、現在南会津町と詳細について協議を進めている。通学バスの主体がどこかの質問と思うが、県立高校の通学手段については、基本的に公共交通機関の利用を前提としており、特定の地域の生徒を特定の学校に通学させるための通学バスを県が運行することは困難であることから、運行に関しては南会津町が主体となるよう、経路や料金等も含め調整を進めている。

宮本しづえ委員

会津乗合自動車（株）の路線の中に組み入れるのではなく、町が主体となってバスを運行する方向で検討しているとの理解でよいか。その際の料金を県としてはどのように考えるのか。

バスを運行するために県が何らかの補助を出すか否かによって料金設定は全く変わってくる。その点をどうするのかははっきりしていない中で、地域の子供たちや保護者は来年の進路について迫られることになる。町はまだ納得していないと私は聞いており、このような状況で来年の春に本当に統合が可能なのかが問われている。住民もまだ納得していない状況であり、私はこの統合は一旦凍結して、再度住民と話し合いを継続すべきだと思うが教育長、どうか。

県立高校改革室長

田島、南会津統合校の通学バスについては、南会津町西部地区から統合校へ向けた通学バスの運行が必要となることから、南会津町、町議会全員協議会に対して説明するとともに、町当局と運行に向けた具体の協議を求め理解を得たところである。これを受けて、現在運行方法や経路、時間など、よりよい運行形態となるよう南会津町と協議を進めている。統合に伴う通学支援については、県として応分の負担を検討していく考えである。

また、住民が納得していない点については、6月に開催した地域懇談会では納得できないとの意見もあったが、県議会で統合に向けた条例改正案が可決されたならば今後は必要な対話をすべきだとの意見もあり、7月の町議会全員協議会に

において、通学バスをはじめ統合について改めて丁寧に説明を行い理解を得た。

統合については、地域の子供たちのため、少子化や社会環境の変化を背景とした必要性から避けられないものと考えている。

宮本しづえ委員

南会津町議会全員協議会で提案がされたのは2か月以上前になる。この2か月間でバスの運行について、県が一体どの程度補助するのも含めてまだ何も決まっていないのは、町が統合そのものに十分納得していないことが背景にあるのではないかと思う。今もってバスの運行一つ、十分に決められない状況を県立高校改革室はどのように考えているのか。いつになれば見通しが立つと考えているのか。

県立高校改革室長

現在、町と協議を進めている段階であり、地域の中学生、その保護者になるべく早い段階で説明できるよう準備を進めている。

宮本しづえ委員

2か月たってもまだ決まっていのが実態であるため、統合そのものに無理があると判断すべきだと思っている。県議会は議決してしましたが、実施を凍結することも含めて検討すべきだと述べておきたい。

通学バスについては、通学距離が長くなるのは南会津高校に限ったものではない。統合に伴い通学距離が長くなり、保護者負担が発生するほかの学校について、何らかの措置を検討しているのか。

県立高校改革室長

統合前よりも通学にかかる費用が増える生徒に対しては、今年度からその増額分に対して支援している。また、統合によってその地域から高校がなくなる最寄りの中学校の生徒を対象に、その地域の生徒が統合校に通学する場合には通学費用の一部を支援している。

宮本しづえ委員

補助要綱があれば提出願う。

県立高校改革室長

要綱はあるため、後ほど必要であれば提出可能である。

佐藤義憲委員長

それは個別でもよいか。

宮本しづえ委員

皆が不要であれば個別でもらう。

佐藤義憲委員長

個別に対応願う。

満山喜一委員

英語教育について聞く。グローバル社会へ対応するために英語教育に取り組んでいると思うが、一般質問の英語教育の充実をどのようにするのかとの質問に、教員の英語力と指導力を高めることと、多くの英語に触れることができる授業内容を展開することが必要であるため、公立中学校全ての英語担当教員に英語の外部試験の受検機会を提供し授業改善につなげ、拠点校での研修等により今後とも生徒の英語力向上に向けてしっかりと対応したいとの教育長答弁があった。

文部科学省は、2013年から中学3年生までの英検3級取得を目標に掲げているが、本県の中学生は何%程度受検をし合格しているのか。

義務教育課長

令和3年度の調査結果によると、合格率は37.8%である。

満山喜一委員

国の目標は50%で全国平均は47%だと聞いているが、本県は37.8%とのことで、47都道府県のうち下位に位置すると思う。その辺りの対応をどのように考えているか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、37.8%は全国41位でかなり厳しい状況である。そこで義務教育課としては、児童生徒に英語の学び方や英語を学ぶ楽しさを感じさせる取組を実践している。具体的には県内7地区に小中学校1校ずつ拠点校を設けて、英語を学ぶ楽しさを子供たちに伝えるにはどのような授業をしたらよいか、教員にどのような力をつければよいかを実践研究してもらい、それを地域の教員に見てもらい研修を積み、広げる活動を進めている。

あわせて、中学校に送り出す段階の小学校においても英語教育が始まっているため、今年度は英語の推進リーダーを29校に配置し、兼務校50校にも派遣して小学校の段階から英語の楽しさを味わえる授業の充実に取り組んでいる。

満山喜一委員

小学校から対応し中学校から本格的に始めるとの答弁であったが、国からは英語教員の英検準1級取得について通知も来ている。英語をきちんと話せて教育できる資格を持った教員が必要だと思うが、本県における英語教員の準1級の取得状況を聞く。

義務教育課長

本県の中学校教員で英検準1級以上を持っている割合は、令和3年度の調査結果によると27.1%で、全国平均が40.8%であるため全国と比べると低い状況である。現在、教員の力をつけるために、まず中高の英語担当教員に対して授業改善につながる動画視聴研修を全員に受講させている。また、よい授業をしている教員も多くいるため、公開授業をしっかりと見て研修を積んでもらう。そして、英語の外部試験受験と合わせ、この3つをパッケージにして英語教員にはしっかり研修を積んでもらっている。

満山喜一委員

様々取り組んでいることは分かるが、早めに資格を取得しながら自信を持って子供たちに教えられることが一番大事ではないかと思っているため、本県の言語教育に対するレベルアップを図り、世界に対応できる対策をしっかり取ってほしい。よろしく願う。

もう1点、2013年から生徒の3級、教員の準1級について毎年検証していると思うが、検証結果を委員会に提出したり外部に公表しているか。

義務教育課長

検証というよりも毎年の結果についてはしっかり整理して、全国との開きはどの程度なのか分析はしている。今後も全国との比較も含め、検証を続けていきたいと思っているが、実際に委員会に提出するまでには至っていなかった。

満山喜一委員

出していないとのことである。やはり委員会に提出して、本県の児童生徒や教員の順位、頑張りを報告することも必要と思うが、どうか。

義務教育課長

大事な指摘と認識する。中高含めて今後は検証結果を提示するよう進めていきたい。

満山喜一委員

本県の英語力向上のためにもしっかりと頑張ってもらいたいことを願い、質問を終わる。

佐藤義憲委員長

集計結果については、適時各委員に周知願う。

渡辺康平委員

今定例会で不登校についての一般質問があったが、通信制・定時制の郡山萌世高校について聞く。ひきこもり等の対応をしている団体によると、郡山萌世高校のひきこもりによる休眠生が非常に多いとのことだが、現在の休眠生数を聞く。

高校教育課長

休眠生は現在535名である。

渡辺康平委員

私が聞いていた人数よりも多く驚いている。この休眠生数は通信制と定時制の合計か。それとも分かれているのか。

高校教育課長

休眠生については、通信制課程での人数である。

渡辺康平委員

休眠している通信制の生徒について、最大の在籍年数は何年か。また、年齢構成を聞く。

高校教育課長

休眠生の在籍年数及び年齢構成について、資料が手元にないため調べた上で報告する。

渡辺康平委員

郡山萌世高校はもともとひきこもりや不登校の子供たちに対応するための学校との認識でいたが、またひきこもりや不登校になり、悪循環の繰返しになっている。休眠状態から抜け出すために、何か具体的な対応をしているのか。

高校教育課長

毎年、休眠生には学校生活を再開するかの通知を送り、意思の確認をしている。その回答をもって、学習再開につなげていくものである。

渡辺康平委員

ひきこもりの生徒に通知文だけ出しても、なかなか再開することは難しいため、アウトリーチ的な活動が必要と思う。今後、活動を行うに当たって、ひきこもりを支援している団体等と連携して訪問活動等を行う予定はあるか。

高校教育課長

全ての休眠生の状況を把握するのは難しく、中には音信不通になっている生徒もいる。

今年度から郡山萌世高校に個別支援教育コーディネーターを配置した。これは定時制・通信制に併せて配置しており、ひきこもりや自らの力だけでは解決できない課題を抱える生徒に対応していくために今年度からスタートした。また、郡山萌世高校ではNPO法人と連携して生徒の居場所づくりなどを進めており、課題を抱える生徒が少しでも心を許せる、心が落ち着く場所をつくっていければと考えている。

渡辺康平委員

NPO法人との連携について、具体的な団体は分かるか。

高校教育課長

具体的な団体名については、後ほど報告する。

今井久敏委員

一般質問でも質問し教育長から答弁があったが、教員のICT活用指導力の向上にハンドブックを活用するとの話だった。

まず1点目は、国が8月に調査結果を公表した教員のICT活用指導力の状況についてどのように受け止めているか聞く。各教員のアンケートによる調査かと思うが、5項目あるうちのほとんどが下位ランクで、かなり厳しい評価が出ている。

義務教育課長

このICT活用指導力の状況調査は、全て自己評価による回答であり本県教員の自己評価が厳しいためなのか、低い結果が出ている。実際に授業中にICTを活用して指導する能力について、小学校は69.3%で、全国平均70.9%とほぼ同じではあるが、全国よりも5項目全ての数値が低い傾向である。

まず、公立小中学校においては、ICTを効果的に活用する指導力をしっかり身につけるために、実践協力校を14校設

けて効果的な実践について様々な事例を収集している。また情報モラル教育も大事であるため、協力校を14校指定して、この2つを両輪で進めて各地区で研修を行い、教員に自信を持って子供たちの前でICTを活用してもらえるよう研修に力を入れている。

今井久敏委員

自らに厳しい評価をしてそのような結果になっているものと思うが、小中学校の校長会や高校教員からの要望を見ると、どうしてもICT支援員の増強という話に必ずつながる。モデル校は週1回支援員が活動しているものの、そのほかは月1回であるとの現状を訴えてくるが、この辺りは実態としてどうなのか。モデル校だけが週1回なのか。

教育総務課長

ICT支援員については令和2年度より訪問支援を開始している。3年度は県立高校のモデル校14校や改革対象校となっている高校等に対しては週1日の訪問、それ以外の県立高校に対しては月1回の訪問となっており、委員指摘のとおり訪問状況となっている。

今井久敏委員

ICT支援についても簡単に人材供給ができる状況にはないことが今の状況につながっていると推測するが、ICT支援員の配置を将来的にはどのような形まで進めるのかの考えはあるか。また、支援員供給の増強に関してネックになっている原因は何か。

教育総務課長

学校現場で効果的、効率的にICTを活用するに当たっては、ICTに関する障壁をできるだけ取り除くため、教員に対するICT支援が大変必要である。一方でICT関係の人材は日本全国で獲得競争が苛烈になっており、機器整備等の環境整備も必要になってきているため、現状必ずしも全ての学校に週1回の配置はできていない。

今後の見通しだが、今年度は契約関係の事務があり4月の1か月間は支援員が学校に訪問できなかった。その辺りをうまく財政課とも協議していきながら、来年度以降は、学校現場が本当に求めているタイミングで支援員の支援が受けられるよう、より効果的、効率的な支援員の配置を検討していきたい。

今井久敏委員

教員全員がICTにたけていないわけではなく、たけている教員も多くいると思う。ほかの同僚に手取り足取り教える時間はないと思うが、校内で教員同士で教え合う環境整備も必要なのではないかと。働き方改革に必ずつながるICTが、なかなか難しいがゆえに働き方や時間が制約され、働き方改革と逆行する捉え方にもなっている。ICTの人材育成の在り方をしっかり教育庁内で検討し、外部人材が難しいのであれば内部から盛り上げていくしかないと思うため、指導力の向上について手厚く、なおかつ学校の中からも人材が出せるような環境をぜひつくってほしいが、どうか。

教育総務課長

非常に重要な指摘で感謝する。委員指摘のとおり、ICTを利活用していくことはICTを今まで使ってこなかった学校現場にとっては、新しい負担とされている節もある。しかしながら、実際に使ってみるとかなり業務の効率化、働き方改革にも資するものだと思っている。そのような観点からも、教員に対してできるだけ日々の学校教育活動の延長にICTの利活用があることを感じ取ってもらえるよう、そして極めて初歩的なところから取っつきやすくなるように、ICTのスキルハンドブックを作成したため、しっかりと周知徹底していきたい。また、日々教員が気軽に問合せできるようにとの観点からヘルプデスクを設けている。直接支援を受けるわけではないが、分からない点があれば気軽に電話やメールで問い合わせる体制も整備していきたいため、引き続き指導願う。

佐藤雅裕委員

午前中の議案審査に関連し、電気代高騰はやむを得ない話であるためその内容そのものに関して質疑するものではないが、県もゼロカーボンを目指して様々なSDGs等の取組も進めている中で、これを教育の材料にすることも大切な視点であろうと思っている。県立高校において、省エネや脱カーボンの問題に対して燃料高騰を踏まえながらどのような取組



をしているのか。

また、今回の高騰をきっかけにして、見える化など強化していくことがあるのか聞く。

高校教育課長

生徒たちの地域課題学習や課題研究等の中でSDGsの考え方をどのように身の周りで生かしていくのかについては数多く取上げられているため、そのような調べ学習の中で取り上げている例は多くある。先日、私が訪問した福島西高校などでは、各グループでSDGsやエコについて調べ学習したものを、大きな1枚の紙にまとめて廊下に掲示しながら、自分たちが調べたものをほかの人に見てもらい意識の高揚を図るなどの学習を進めていた。他校にも恐らくそのような事例は多くあると思っている。

また、電気代等の見える化などについては、施設設備等の課題があることから、例えば家庭科や理科など各教科の中で、今後の生活におけるゼロカーボンやエコに対する意識を高めていく授業内容を取り入れていきたいと考えている。

佐藤雅裕委員

テーマとして取り組んでいる状況は重々承知している。確かに教室ごとの電力料金などはなかなか分からないと思うが、実際に生徒が自主的に調べたいとなった際は学校で消費している電力量は分かるわけなので、それらを教材にしながら、これを実践したらこれだけ今は減ったなどの課題研究を実施するのも、今回の燃料高騰や電力危機は世界環境も含めて非常によい教材になると思うため、そのような取組をする機会があればぜひ進めてほしい。よろしく願う。

2点目は、全国学力テストについてである。県教育委員会が学力向上に責任を果たすと宣言をしてから5年以上経過しているが、全国水準にまだまだ届かない状況が続いている。今回も、中学校の国語についてはおおむね全国水準と表現しているが、昨年との比較で考えると、昨年上回ってたものが今回は下回っている。これはしっかり受け止めなければならないと思う。この5年間で拠点校を指定するなど様々な取組をしていると思うが、その中で何をいきこのような結果が出たとの分析が必要である。何が効果的で何が効果的ではなかったのかなど、これまで取り組んできたことに対する分析はどのようにしているのか聞く。

義務教育課長

委員指摘のとおり学力向上については重く受け止めている。県教育委員会もそうだが学校現場が本当に危機感を持って、何が課題か、どのような取組をすれば伸びたのかの分析を現在しているところである。

ふくしま学力調査の結果も出たが、これは一人一人の伸びが分かる調査である。現在各学校に対しては、例えば上位の子供をぐんと伸ばした学校はどのような取組をしているのか。また、下位層を伸ばした学校はどのような取組をした結果なのかについてしっかり分析するよう依頼している。そして、その分析結果を持ち寄り、11月に県の学力向上対策会議を開催する。そこで互いの効果を共有し合い全県に周知していく取組を実施したいと考えている。やはりエビデンスに基づいた支援は大事であるため、しっかり行っていきたい。

佐藤雅裕委員

分析をしっかりしてもらいたいというより、既に5年以上経過しているため、分析されていなければいけないと思う。そこをしっかり重く受け止め進めてほしい。

義務教育課長の答弁で出た県学力向上対策会議について、どのような会議なのか聞く。今までも開催してきたのか。

義務教育課長

この会議は昨年度から始めた会議である。昨年度の結果を重く受け止めており、59市町村全てを集め、各教育委員会が結果や課題を共有し合う場として立ち上げた。今年度も第2回目として実施したい。

佐藤雅裕委員

これは県の教育関係者のみでの開催で、今のところ頻度は年に1回程度との理解でよいか。

義務教育課長

この会議そのものは年1回だが、7つの域内で学力向上に関する会議は複数回計画されている。59市町村全てが1か所

に集まって課題を共有する場はこの会議で年1回となる。

#### 佐藤雅裕委員

多忙化解消とは逆行するが様々な会議があってもよいと思う。様々な方法があるが、外部の目を入れていくことは大切な視点だと思う。恐らく59市町村の各教育委員会関係者や校長会などから出席していると思うが、内輪だけの視点では閉鎖的になってしまうため、ぜひその中に外部の専門家を入れてもらいたい。

また、年1回の会議で大きな方針を出し、あとは7方部ごとでとのことだが、本当に年1回のスパンで大丈夫なのか疑問を感じる。大きい会議を何回もやれというわけではないが、答弁にあったとおり抽出した課題などに対して核となって推進する母体があるべきであって、さらに7方部に分けて協力して進める体制でしっかりと行ってほしいが、どうか。

また、分析して出た課題の内容は様々あると思う。教える技術の問題、家庭や学校も含めた環境的な要素の影響、教員の質、人材の絶対量の不足など、これらをしっかりとまとめた上で、どのようにすればよくなるのかを、我々もしっかり共有しながら議論していくべきだと思う。我々も何とかして子供たちの教育水準を上げたいと思っている。県教育委員会が打ち出している本県の学習スタンダードをしっかりと学びさえすれば、全国上位とまでは言わなくとも中の上程度の成績が取れるくらいの教育環境をつくりたいと思う。そのために議会に対しても出てきた課題を共有し問題提起して議論していくべきと思うが、これからどのように取り組むのか。

#### 義務教育課長

外部の専門家も入れてとの話があった。現在、宮城教育大学と連携しながら分析を行っている。この宮城教育大学の教授は、全国学力調査でも特に質問調査の分析を行っている。その教授の力を借りながら、スキルなのか生活習慣なのかも含めて、分析の仕方を教えてもらいながら分析を進めている。

また、大きな母体の会議は年1回であるが、域内でも開催し、昨年度から課題別に学校を集めたオンライン研修も継続的に行っている。働き方改革もあり、実際に集めるのはなかなか難しいため、同じ課題の学校をオンライン上に集めて研修を行っている。様々な取組をしながら検証して、その成果についてもしっかりと議会に説明できるよう、今後進めていきたい。

#### 佐藤雅裕委員

様々取り組んでいることは理解したが、正直なところもう少しスピード感を上げてほしい。教育は一朝一夕で効果が出ないことは分かっているが、先ほども述べたとおり、学力向上に責任を果たすと言ってから5年以上経過しており、まだ効果が上がっていないことをしっかりと受け止めてほしい。ぜひスピード感を上げて、効果的な対策を進めてほしい。我々も必要なものはしっかりと議論していきたいと思うため、よろしく願う。

(10月 3日(月) 企業局)

#### 宮本しづえ委員

コロナ禍や景気がなかなか上向かない状況で、工業用水の売上げ状況について聞く。

実際には契約により支払うため、営業に直接大きな影響はないかもしれないが、実際の利用状況はどのようになっているのか。

#### 工業用水道課長

工業用水道のコロナ禍の影響について、一昨年はユーザーから支払いの延期を要請されたことがあり、支払いの延期措置を取ったが、現在はそのような措置を取っている企業はない。

契約状況については、今年度4～9月にかけて1日当たり550㎡増えており、今のところ順調に進んでいる。

#### 渡邊哲也副委員長

先日の静岡県の大雨による断水の際に、トイレ等の生活用水が足りなくなり工業用水を利用したとの報道があった。地震などによる被害は別として、大雨による断水の場合に、本県の工業用水も活用できるのか。

工業用水道課長

現在、磐城工業用水をいわき市水道局に1日当たり600m<sup>3</sup>供給している。水道局では別の用水から水を引いているが、台風等で水が濁った場合は、工業用水を増量して供給する処置を取っている。断水は令和元年東日本台風の際もあったが、その際は水道局も好間工業用水も両方断水になり対応できなかった。もし県の浄水施設が無事であり、水道局から供給措置してほしいとの話があれば、給水車等での給水も可能である。

渡邊哲也副委員長

そうした取組は、県と市で災害協定などを結んで実施しているのか。その都度明文化してはいないが互いに融通しているのか。

工業用水道課長

特段上水道と協定を結んでいないため、ケース・バイ・ケースで協議して行うことになる。一昨年、同じくいわき市において上水道の別の水源がトンネル崩落により給水停止となったが、その際も県が供給している工業用水を水道局の泉浄水場に増量処置して流している。

渡邊哲也副委員長

県民のライフラインを守るために、本県の工業用水がそのように使われていることは、県民、いわき市民にとってとても安心できる材料だと思うため、工業用水をPRするよい材料として周知してほしい。

宮本しづえ委員

工業用水と一般の上水道は水質的にほとんど同水準と考えてよいか。

工業用水道課長

工業用水は濁度とpH、水温のみ調整している。普通の上水道のような塩素処理等はしていないため、飲み水には使えないがトイレ等には使用可能である。

今井久敏委員

東日本大震災以降の頻発化、激甚化する災害に対応するための設備の在り方についてだが、耐震化は進んでいるのか。

工業用水道課長

建物や管路、水管橋については耐震化が終わっているが、浄水場の沈殿池や配水池などの土木構造物が残っており、耐震性の検討を行っている。

(10月 3日(月) 商工労働部)

宮本しづえ委員

グループ補助金についてである。今回の補正の大部分はこのグループ補助金だが、これで今回の被災企業がほぼクリアできるのか。また、申請の締切りはいつか。

経営金融課長

グループ補助金は、第3次公募分までで累計213事業者に対して22億5,100万円を交付決定している。現在、第4次公募を実施中であり、引き続き被災事業者の実情を踏まえた支援に取り組んでいく。

今回補正予算に計上した162億円に、5月の2号補正で予算措置した分を足して累計で約202億円の補助金を計上することになるため、これまでの申請状況等を踏まえながら、これから申請する分も含めて累計の202億円で十分対応できるものと考えている。

なお、今後の募集期間については今のところはっきりいつまでとは答えられないが、被災事業者が着実に復旧に取り組めるよう、事業者の実情を十分踏まえながら国や関係機関と連携して事業を進めるなど、慎重に対応していきたい。

宮本しづえ委員

今の答弁では、予算的には十分対応できるだろうとのことだった。問題は、グループを組めない事業者が取り残される

ことがないよう手だてが取られているのかである。今までもなかなかグループを組めない事業者については、商工会などが中心になってグループを組みながら支援していた。今回も同様の対応をしていると理解してよいか。

経営金融課長

委員指摘のとおり、今回もなかなかグループが組めない事業者がいる。そのような事業者については、商工会など関係団体が一緒にグループを組み支援している。また、今回グループ補助金を新設するほど大規模な復旧でないものについては、これまでと同様、県の小規模事業者等いきいき支援事業において対応している。

今井久敏委員

以前も話したが、初めて特例が認められ、改良復旧分は自費になるが実施してもよく、保険金も使ってもよいとの話になった。

基本的に改良復旧する際は、原状復旧と改良復旧の見積もりを両方出さなければ、採択されたり、されなかったりと非常に厳しい審査になっていると聞く。改良復旧をする企業について、県として把握しているか。

経営金融課長

委員指摘の件は耐震補強についてであるが、復旧に係る対応経費までとの条件がついているものの今回新たに認められることになったため、説明会等を通じて十分事業者には周知しているところであり、実際に耐震補強まで含めた申請も多いように聞いている。しかし、その件数については今のところ把握していない。

今井久敏委員

いつの時点になるか分からないが、概ねまとまる時点で把握して、国に対して知事会等も含めて、特例ではなく耐震化の改良復旧について恒久的に認めるべきだとしっかり要望することが大事であると思うため、よろしく願う。

宮本しづえ委員

新白河A-1工区について、立木の伐採に関する経費が今回計上されている。また、債務負担行為で7億6,000万円の造成事業費も計上されている。今後の造成予定について引合いがあり確実に売却ができるの見通しの下に、債務負担行為を設定したのか。

先ほど企業局の審査もあったが、過大投資によって結果的に多額の県民負担を生んだ経緯があり、同じ轍を踏むべきではないと思う。工業団地の造成についてはしっかりと見通しを持って行わなければ、また同じことを繰り返すことになりかねないと心配している。この新白河A-1工区については、オーダーメイドではないとも聞いているが、本当に見通しがあつての造成なのか。

企業立地課長

9月16日に、ニプロファーマ（株）、白河市及び県の3者で立地の基本協定を締結した。これを踏まえて造成工事の前段階として立木伐採を開始した後、造成工事を行い、土地の完成後に譲渡契約をする流れで予算計上している。

宮本しづえ委員

今回の7億6,000万円の債務負担行為は、その企業に確実に売却できることを前提とした債務負担行為だと理解してよいか。

企業立地課長

基本協定を締結し、現時点では確実に立地が見込まれる前提での債務負担行為の設定である。なお、新白河A-1工区は全体で7.3haあるが、立地協定を締結したのは、そのうちの5haである。

宮本しづえ委員

全体で7.3haを造成するうち、締結したのは5haとのことで、2.3haはまだ残ることになる。この分も含めて今回一度に造成工事を行うのは、一度に工事するほうがよい理由があると思うが、塩漬けになるのは困る。実際に造成工事を行うにはそれなりの見通しが必要である。そのような見通しがあつて7.3haなのだとの説明がなければ不安であるが、問題ないのか。

#### 企業立地課長

分譲方法については今後白河市とともに検討を進めていきたい。現時点で具体的に商談を行っているところはないが、来年度まで募集が継続される津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の指定区域になっていることに加え、阿武隈川の河川改修工事で発生した河道掘削土の搬入を当該工区に行っており、土砂の経費の県負担がなく価格競争力の面で有利であると考えているため、その辺りを企業立地セミナーなどでしっかりとPRして企業の誘致につなげていきたい。

#### 渡辺康平委員

部長説明にあったふくしま商店街等応援事業についてである。事業に関しては前定例会において、私からはプロポーザル先について地元企業の活用はどうか、権根委員からはLINEの活用を今後続けていくのかなどについて質疑した。そのほか委員会外でも、高齢者やスマートフォンを活用できない県民にはどのように対応するのか、LINEを使わない県民に対してどのようにするのかなどについて話があったと思うが、蓋を開けてみると、同じ東京都の大手観光会社に委託され同じくLINEを使った事業であり、全く内容が同じと感じている。議会や委員会において様々指摘があったが、このような結果になった理由について聞く。

#### 商業まちづくり課長

ふくしま商店街等応援事業について、先月から事前申込みの募集などを行い、10月13日からの利用開始に向けて準備を進めている。業者については委員指摘のとおり大手旅行会社と契約し事務を進めている。その中で指摘のあった高齢者等のデジタル弱者への配慮については業者を選定する過程で検討したが、現在利用を予定しているLINE以外の方法を取ることによって、一元的な管理の仕方やノウハウなどの点では非常に大きな手間がかかり、大きなコスト増につながるなどの点もある。また、利用者側の対応も鑑みると、例えばスマートフォンを持っている場合は使用した際に残額がすぐ分かるが、持っていない場合は利便性や簡便性、簡易性、分かりやすさの点において、まだまだハードルがあると考えており、その点についてはICT技術の進展等を見ながら今後の検討課題ではないかと捉えている。

その中で、ふくしま商店街等応援事業ではプレミアム付き商品券の発行と合わせて商店街等にぎわい回復促進事業として、県内の商店街や同業者組合が独自ににぎわい創出を促すために補助事業を実施し40件を採択しているが、スタンプラリーや抽せん会、集客イベント、独自の商品券や割引クーポンの発行などを通して、このプレミアム付き商品券と合わせて客を呼び込み、にぎわいをつくり出す取組を促すことによって、商品券を持っている者、持っていない者にも買物を楽しんでもらい事業者を応援してもらう仕組みとなるよう考えている。

#### 渡辺康平委員

LINEの関係で、利用者が面倒だとの話であるが、PayPayやSuicaなど山のよう決済システムがある中で、LINEだから手間が省けるとの答弁は無理がある。もう1つ、手間とコストが増えるとのことだが、ぜひ商工労働部に考えてほしいのは、結局東京都の業者に金が流れてしまうことである。地方創生臨時交付金のときもそうだった。県内企業の育成ができずに結局東京に金が流れる悪循環をつくるのではなく、手間やコストがかかっても地元企業を育成するために、こうした目玉事業を任せていく視点を商工労働部に持ってもらいたい。それが今のプロポーザルの仕組みではできていないのが残念ながら現実である。会津地方でDXをこれだけ進めていても、会津地方のDX業者ができないことも非常に残念である。今後このような目玉事業を行っていく中で、県内事業者の育成との観点でプロポーザルができないか。

#### 商業まちづくり課長

ふくしま商店街等応援事業は委員指摘のとおりLINEを活用して実施している。本事業は、商店街を中心とした事業者の支援に主眼を置いて進めている。また、県内企業の育成やICTを活用した方法については、引き続き技術の進展等に応じた検討は必要と思うが、この事業については説明のとおりの方法で進めている。

#### 商工労働部長

地元事業者の育成との観点からも、プロポーザルをしっかり作り込むべきとの指摘はもっともである。今回、プロポ

ーザルを実施したが残念ながら地元企業からの公募がなかったことも背景にあった。これから実施する際に地元企業にどうすれば手を挙げてもらえるかは、県としてもしっかり勉強していかなければならないと思っている。

少し言い訳になるが、今回は緊急事業として6月に立ち上げ、10月から実施するという大変短い時間の中で確実に実施しなければならなかったとの制約があった。そのため県の知見を組み合わせるとこのような形になった。

渡辺康平委員

部長から答弁してもらい感謝する。この事業は紙媒体ではないため売れ残った場合は対応が大変だと思う。須賀川市が紙媒体で同じような事業を実施した際、かなり売れ残ったため物価高対応として高齢者に配布したことがあるが、電子媒体では配布できない。部長答弁のとおり、今回の事業は緊急措置とのことであるが、今後難しいかじ取りを迫られると思うため、よろしく願う。

令和4年度に入り景気後退リスク等で代位弁済の件数が徐々に増えている。8月で1.6倍と手元の資料にあるが、代位弁済が増える中、国は条例改正を求めている。特に県の損失補償における求償権の回収金の納付免除対象拡充について必要になると思うが、求償権の関係について事業の再生か個人破産かの2択ではなく、会社は破産するが個人は破産しないとの選択肢を用意する必要があるが、残念ながら現在の条例においては対象が事業の再生に限っている。代位弁済が増える中で信用保証協会からこのような条例改正が求められると思うが、どのように対応するのか。

経営金融課長

確かに現在、コロナ禍や物価高等により代位弁済件数が増えている状況である。今のところ県の条例は、事業再生に係るもので、議会の議決を経ずにできる条例である。国では、個人の廃業からの再チャレンジを促しているが、全国的にそのような動きになっている都道府県はそれほど多くはないため、どこまで踏み込むかについて信用保証協会との協議を行っており、引き続き対応を検討していきたいと考えている。

渡辺康平委員

令和4年1月11日付けで国から各都道府県知事宛てに、制度融資損失補償条例の改正整備に関する協力依頼が通知されている。まだ改正している都道府県が少ないとの答弁だが、ゼロゼロ融資の返済期日が迫っている。コロナ禍やコストプッシュインフレの状況はかなり厳しく、これから倒産件数が増えていく情勢も十分想定される。将来的な条例改正は本県において必要だと思うため、対応をぜひよろしく願う。

宮本しづえ委員

今、事業者の厳しい状況について発言があった。国の物価高騰対策の第2弾が地方に配分されることになるが、商工労働部は中小業者の直接的な支援策をもっと検討すべきと思っている。本会議でも紹介したが、川俣町では売上げが減少した事業者に20~30万円を支給する補助もあり、非常に助かっているとの話も聞いている。売上げ減少は依然として続いている事業者が多いと思うため、このような事業者に対する支援策を県として考えるべきと思う。

物価高騰対策の第2弾の具体的な施策はいつ示されるのか。今、定例会中であるため、県として考えているものがあれば聞く。

商工総務課長

6月定例会において、部長説明要旨にもあった2つの事業、消費喚起に向けたふくしま商店街等応援事業と製造業における省資源・効率化のための設備導入を支援する原油物価高騰に対応した高効率化等促進事業を計上している。また、9月9日に国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設が示された。その中に重点的、効果的に活用される推奨メニューなどがあり、中小企業への支援策も盛り込まれている。

さらに新聞情報だが、本日岸田首相から総合的な経済対策の策定が指示されるとのことであり、国の動向を注視しつつ、県内経済の状況や事業者の声を聞きながら、財政当局と調整し適切に必要な施策が講じられるよう検討していきたい。

宮本しづえ委員

適切な時期に示すのことだが定例会中であり、考えていることがあればぜひこの定例会中に一定の内容が示されるのが

好ましいと私は思ったため、そのような意見を述べた。早期に対策を打ち出すことが県内の中小業者にとって希望になるため、ぜひしっかりと支援策を構築してほしい。

テレビで、抗体を吹きつけたコロナ対応のマスクのCMを放送している。初期のCMは確か福島県立医科大学のTRセンターのコマーシャルだったが、最近はTRセンターと言わなくなり、どこなのかあまりはつきりしないままに今もマスクのコマーシャルをしている。この売上げは一体どの程度あるのかと思いながら見ている。TRセンターには年間20数億円の補助金が投入されているが、その補助金が宣伝費用に使われているのかとの疑問を持った。そのようなことはないか。

医療関連産業集積推進室長

CMで流れているマスクは、TRセンターで取得したIgA抗体を利用して、県内企業の(株)ゼファーが製造したものである。TRセンターからは、同社に対してCMに係る費用を出していないと聞いている。

宮本しづえ委員

(株)ゼファーが売上げからPR費を出しているとの理解か。しかし、県がTRセンターに相当補助していることは事実であり、このマスクの開発によって、県が支出するTRセンターへの補助が減額できる見通しがあるのか否かである。今年度のTRセンターの売上げ見込みを聞く。

医療関連産業集積推進室長

TRセンターの売上げについては民間会社との企業秘密に属する内容になるため、県は関与していない。

宮本しづえ委員

マスクの件はそうかもしれないが、TRセンター全体の売上げがどの程度見込めるのか分かれば聞きたい。ともかく20数億円の補助金が出ている施設はそれほど多くはない。より有効に活用できるよう改善が求められる施設だと思つため、もし今年度の売上げ見込みが分かれば聞く。なければ後で資料として提出願う。

医療関連産業集積推進室長

手元に数値を持ち合わせていないため、確認して後ほど回答する。

佐藤義憲委員長

ただいまの宮本委員が求めた資料についていつまでに出せるか。

医療関連産業集積推進室長

マスクに限らず、TRセンターの売上げ全体見込みについて速やかに提出する。

佐藤義憲委員長

ただいまの資料について、お諮りする。

委員会に提出を求めることについて異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、速やかな提出を求める。

椎根健雄委員

商業まちづくり推進条例の商業まちづくり基本方針について聞く。

商業まちづくり基本方針については、社会情勢の変化や県民の消費、購買動向、特定小売商業施設の立地状況など、環境の変化を考慮しておおむね5年ごとに見直しを図るとのことで、今回は令和元年7月に見直しを行っているが、見直しに向けて進んでいるか確認したい。

商業まちづくり課長

商業まちづくり条例に基づく基本方針については、委員指摘のとおり直近では令和元年7月に見直している。現在は逐次、社会情勢の変化や消費動向等を確認し見極めながら運用状況をチェックして進めている。

椎根健雄委員

今ほど環境の変化との話もあったが、この環境の変化とはどのようなことか。また、福島県総合計画との整合性も保ちながら商業まちづくり基本方針を変えていくとのことだが、この辺りの関係について聞く。

商業まちづくり課長

環境の変化については、繰返しになるが県民の消費購買動向や特定小売商業施設の立地状況等を累年追いながら見極めており、おおむね5年と定めているが、総合計画との整合性などを総合的に勘案しながら、見直し時期等も含めて見極めていく。

椎根健雄委員

今ほど特定小売商業施設の立地状況との話があったが、9月16日の地元紙2紙で、郡山市日和田町のショッピングモールフェスタについて、運営するイオングループが来年8月末で一旦閉店させた上で、新たな建物を建て替えて売場面積を大幅に増床する検討をしていることが分かった。2026年に事業を再開させるとの記事が2紙とも1面で大きく出ていた。報道から2週間が経過したが、この件について県は情報収集しどのように考えているのか。また、地元自治体との話合い等はあったのか。

商業まちづくり課長

ショッピングモールフェスタについては、我々も報道等を把握しているが、現在事業者から県に話は来ていない。事業者が建替え等を行う中で、特定小売商業施設の届出に該当するか否か、もし該当するのであれば事業者からの求めに応じ、条例に基づき手続を進めていくことになる。

また、郡山市は条例に基づいて商業まちづくり基本構想を定めているが、これについては、事前に昨年度から県に相談があり、事前調整を踏まえて郡山市の商業まちづくり基本構想を策定した。

商業まちづくり課長

午前中、椎根委員から質問のあった点について補足で説明する。

報道にあった郡山市のショッピングモールフェスタに関して、郡山市から協議等があったのかとの質問に対してだが、市からの協議はない。先ほど、郡山市の基本構想について説明したが、これは郡山市が県の商業まちづくり基本方針に基づいて基本構想を策定する際に事前相談があったものであり、今回のショッピングモールフェスタと関係するものではない。

椎根健雄委員

今ほど課長から郡山市との協議はないとのことだったが、これだけ大きく新聞の1面に掲載されていたため、郡山市との協議とは言わずとも情報収集や話合いはなかったのか再度確認する。

商業まちづくり課長

今ほど述べたとおり、この件について話はしていない。

椎根健雄委員

まだ郡山市から話は来ておらずイオン（株）も市との話合いが進んでいないとのことである。

現在、伊達市にイオンモールを建設中で、いわき市にもある。7つの生活圏が基本的な商圏の考えであるため郡山市とは商圏が違うとの話になるかもしれないが、東北最大級との話も出ている。伊達市といわき市のイオンモールと郡山市のイオンモールの最大の違いは、伊達市もいわき市もまささらな更地に建設したものであるが、今回の郡山市のフェスタは、既存店舗がもう既に入っていることである。このフェスタの成り立ちを見ると1996年にジャスコ郡山と地元商店街が一緒に入るフェスタができた。地元商店街もかなりの店舗が入っている状況で、その後ジャスコがイオンに変わり現在に至っている。店舗がフェスタにしかない企業が何店舗もあるため、改装に2、3年かかるとなると、その間仕事する場所がなくなってしまう。当然そこには雇用もあり、何十年も勤めている地元住民もいる中で、来年8月との報道により今の段階から会社を辞める者もいると聞いている。

時代の流れにより店舗を大きくとの流れがあるのは分かるが、今後仮店舗についての話合いをしたり、既存店舗を運営



しながら工事を進める工法もあると聞いている。もともとこのフェスタは、共存共栄のまちづくりのシンボリック部分もあった。県内事業者の育成の視点や商業まちづくり基本方針の特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくりの観点を大切にしながら、今後の推移をしっかりと注視して見守ってほしい。よろしく願う。

宮本しづえ委員

イオン日和田店の関係である。部長が本会議において、商業まちづくり推進条例の目的は歩いて暮らせるまちづくりを進めることで、条例中にその目的が明記されていると答弁していた。前回の基本方針の見直しの中で、この歩いて暮らせるまちづくりの観点から基本方針が改定されたのか私は大変大きな疑問を持っていた。結果的に、伊達市のイオンモールの出店計画が認められて工事が始まっているが、そもそもの商業まちづくり推進条例の目的から照らすとどうなのか。歩いて暮らせる、つまり地域住民のすぐ近くに商店があるという状況をどのようにつくるのかがこの条例の本来の目的だった。今回のイオン日和田店は、報道によれば売場面積がかなり大規模に拡張される構想と書かれている。人口減少により地域の購買力はぐんと落ちる。結果的に地元商店は淘汰されて閉店に追い込まれざるを得ず、県の商業まちづくり推進条例の歩いて暮らせるまちづくりが目指すところからさらに大きく乖離することにならないかと大変危惧する。このような大規模店舗が県内にどんどん広がっていくことについて、条例との関係で県はどのように対応していくのか。条例の趣旨、条文、条例の目的も変わっていないため、この間の基本方針の見直しが適切だったのかどうか検証すべきだと思うが、どのように考えているか。

商業まちづくり課長

商業まちづくり推進条例については、人口減少や急速な高齢化が進行する中で、環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに基づき、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすような、特に規模の大きな小売商業施設の立地を調整するなどの目的を有している。市町村が行うまちづくりに及ぼす影響に関する市町村の意見などを引き続き丁寧に聞きながら、広域の見地からその立地を調整して、市町村と連携して商業まちづくりを推進するものである。その考えにのっとり、人口減少の動向や商圈の変化、県民の消費購買動向等を見極めながら、基本方針、条例の目的に沿って運用を図っていく。

宮本しづえ委員

今回は基本方針の見直しをするか否かも含めて検討するとのことか。恐らく今回のイオン日和田店は、基本方針の見直しがなければ新たな店舗の増改築ができないのではなく、条例に基づき審議会で審議することになるだけのため、商業まちづくり条例との関係では大きな問題は出てこないだろう。問題になるとすれば、大規模化する店舗が県内各地にできたときに、本当に地元商店との共存が可能になるのかである。この条例の目的に照らして、しっかり検討することが必要だと思うため、しっかり審議願う。

渡邊哲也副委員長

冒頭で観光交流局長から説明のあった、福島県「来て。」割がいよいよ全国的に始まる。連泊数やそれに伴う地域クーポンが増えたりと、これまでよりも優遇される部分が多い。これは全国同一の条件であり、大都市部、特に首都圏からの誘客が各都道府県の割引制度の成功につながると思うが、全国との競争に本県が勝ち抜く戦略について聞く。

観光交流課長

全国旅行割の周知については、全国一律、一斉に開始されるため、県としてはSNSを活用した広告宣伝等や旅館ホテル衛生同業組合等と連携しながら、首都圏等でのキャラバンなどのプロモーションを考えていきたい。また、宿泊割引に基本的に全国一律40%であるが地域独自の上乗せでのクーポン発行も可能であるため、県内の自治体とも連携しながら情報をしっかり提供し誘致に取り組んでいきたい。

渡邊哲也副委員長

市町村割との併用も可能か。

観光交流課長

市町村における宿泊の割増しについても今回は可能となっている。

渡邊哲也副委員長

今回の福島県に「来て。」割と市町村が造成する割引制度を組み合わせれば、その額によっては他県よりもより優遇的な割引制度になると思うが、現在どの程度の市町村が独自に考えているのか。

観光交流課長

現在、いわき市でクーポン券を発行する動きがあると聞いている。それ以外の自治体も、以前から上乘せの制度ができないかと問合せがあるため恐らく動きがあるのではないかと思う。年度中途であるため厳しい財政状況もあると思うが、情報提供しながら取り組んでいきたい。

渡邊哲也副委員長

課長答弁のとおり、市町村の財源もあるため、なかなか検討して一緒にやろうとはいかない部分もあると思うが、県の観光プロモーションを含めて期待している旅館、ホテルも多いため、ぜひ本県により多くの観光客が来るような取組を期待して質問を終わる。